

ニューヨーク市の都市計画と市民参加

中島徹也

- ① ニューヨーク市の都市開発は、多様な人種と所得構成を反映し、財界や多くの市民グループと市当局との間の複雑な政治のプロセスを経て進められている。
- ② この多様なニーズを行政に反映させる市民参加の媒体としてコミュニティボードが主要な機能を果たしている。
- ③ 我国でも今後は国際化の進展とともに新たな都市問題が発生し、市民参加の重要性は一層高まるものと思われる。ニューヨーク市のコミュニティボード制度がこのための一つの参考となる。

一九九〇年五月から一九九二年五月の二年間、長期海外留学制度により、ニューヨーク大学ロバート・F・ワグナー行政大学院で都市および地域政策を学ぶ機会を得た。本稿では、大学院の授業やニューヨーク市都市計画局での実習、さらには日常生活を通して知り得たニューヨーク

クの都市計画と市民参加について述べる。まず、ニューヨークの経済構造の変化と都市開発の歴史を述べ、次に都市開発の政治学について整理し、最後にこの政治的プロセスの中で市民参加の大きな役割を担っているコミュニティボードについてまとめる。

一——経済構造の変化

ニューヨーク市経済は一九五〇年以降構造変化を遂げている。これは、第二次大戦後の製造業及び港湾関連業務機能の流失や、一九七〇年代のアメリカ南西部や国外への産業活動の移転によるものである。一九八〇年代には、ニューヨークには国際金融の中核及び多国籍企業の本部の集積が進んだ。

経済構造の再編は同時に社会構造の变革をもたらした。一九八七年の第三次産業の就業人口は、一九五〇年のそれを上回った。と同時に、一九五〇年以降市民の平均収入は減少を続け、

市内の経済的不公平が進んだ。

この間にマイノリティー（少数民族）の構成は劇的に変化した（表一参照）。一九五〇年には人口の九四％は白人で、低所得階層は主としてヨーロッパからの移民により構成されていたが、一九八〇年には人口の四五％が黒人及びヒスパニック（スペイン語系アメリカ人）で、白人は六一％になった。一九五〇年代、一九六〇年代の黒人とプエルトリコ人の大規模な流入が沈静化すると、ニューヨークは中央及び南アメリカやアジアからの移民の主要な目的地になった。これら黒人、プエルトリコ人やその他の移民は、主に就業構造の底辺を担うこととなった。

二——都市開発の歴史

一九三三年から一九六〇年にかけては、ニューヨーク市において数多くの役職を兼務するロバート・モーゼスが、事実上ニューヨークの都市開発の独裁者として影響力を行使した。彼はトラ

表-1 人種・スペイン語系別人口・失業者数・平均所得・貧困者数

	白人	黒人	アメリカン エスキモー等	アジア系 太平洋諸島出身	その他	スペイン語系 ¹	計
人口	4,293,986	1,784,337	11,824	231,498	49,902	1,406,023	7,071,547
%	60.7	25.2	0.2	3.3	10.6	19.9	
失業者 ²	126,050	82,548	730	5,487		56,513	
失業率 %	6.1	11.3	12.6	4.3		10.9	7.8
平均所得 \$	24,660	15,161	15,681	21,725		12,898	18,218
貧困者数 ³	550,352	520,634	3,689	36,313		498,011	

1. スペイン語系にはいずれかの人種と重複する場合がある。
2. 16歳以上
3. 1979年所得が貧困水準以下

イボロ橋及びトンネル公社、ニューヨーク市公園部、アーバン・リニューアル (Urban Renewal) 都市再開発) プログラム、公共住宅公社、そして連邦ハイウェイ・プログラムをコントロールし、マンハッタンからの製造業の分散と、マンハッタン中心部における業務機能の強化を進めた。同時に彼は、市の大規模ハイウェイ・システムを構築した。さらに、アーバン・リニューアル・プログラムの実施によって、スラムを一掃し、低所得者向け賃貸住宅を中・高所得者向けアパートや公共施設に変えて行った。

ローアーマンハッタン (南部マンハッタン) では、財界エリート組織的な介入により再開発が進められた。一九五〇年代と一九六〇年代を通じてデビッド・ロックフェラーは

- ① 不動産市場に直接介入する、
- ② 財界のプランニング・グループを援助する、
- ③ 市の関連プロジェクトを援助する、
- ④ ニューヨーク・ニュージャージー・ポートオーソリティー (New York New Jersey Port Authority) を利用して大規模な投資を促進する

等を次々に実施した。彼はまたダウンタウン・ローアーマンハッタン・アソシエーション (DLMA) を設立した。この組織はローアーマンハッタンの総合計画を策定するとともに、繁栄して

いる市の金融中心地区周辺の再開発、及びポートオーソリティーによるワールド・トレード・センターの開発を提案した。

このDLMAのマスタープランに依って、市は一九六〇年代に一連のプロジェクトを実施した。ネルソン・ロックフェラーニューヨーク州知事は、ポートオーソリティーによりワールド・トレード・センターを建設した。また、ジョン・リンゼー市長が就任した一九六六年には、DLMAのプランは公式に「ニューヨーク市マスタープラン一九六九」に組み込まれていた。しかし、このマスタープランは市民の広範な支持を得ることなく、ついに成立の目を見るに至らなかった。その後今日に至るまで市はマスタープランの策定を断念している。

リンゼー市長はまた、ニューヨーク州都市開発公社 (UDC: New York State Urban Development Corporation) が行う業務ビルや中・高所得者向け住宅に対する投資を促進したが、一九七五年の市政危機は、連邦政府の補助金削減とあいまって、これら公共投資を事実上ストップさせた。時のビーム市政権は、減税によって既存施設の改修や利用転換を進める民間投資を促進しようとした。

一九七七年のエドワード・コッチ市政権の誕生は、大規模開発プロジェクトの新たなスター

トとなった。彼は開発計画の先導的組織としてパブリック・デベロップメント・コーポレーション (PDC: Public Development Corporation) を設立したが、その結果、市都市計画局には限定された調査と規制を行う機能のみが残されることとなった。この機能分離によって、市の総合的な計画及び開発を司る組織は存在しなくなつてしまつた。行政機関としての制約や規制の枠外にある地方開発公社 PDC は、市長に任命された理事会の下に、財界との仲介役として活動し、宅地開発や減税、及び特定の開発への資金供給等の総合策を実施した。大規模なプロジェクトでは、PDC は、土地利用審査手続 (ULURP: Uniform Land Use Review Procedure) 等の市のゾーニング規制の及ばない UDC と協力して事業を実施した。ULURP については後で述べる。

商業と業務開発指向の政策はニューヨークの経済再生をもたらしたが、一方で市は住宅開発を怠つたという批判を受けることとなった。一九八一年から一九八四年に人口が七万八千人増える間に住宅は一万一千戸増えるにとどまり、しかもその多くが高額所得者向け住宅だった。一九八〇年代のニューヨークの開発戦略は、典型的な「トリックル・ダウン」理論 (政府の財政支出は直接福祉事業等に向けるより、大企業

を通すほうが効果が大きいとする理論) に基づいていた。このアプローチは低所得者にもある程度の利益をもたらしたものの、より多くの支出をもたらし、一方でデベロッパーには巨額の利益をもたらした。

三——都市開発の政治学

ニューヨークでは、従来のコミュニティを一掃するような開発に対する反対が激しく、連邦政府のアーバン・リニューアル・プログラムは、都市の修復やコミュニティの参加を拡大する方向に修正を余儀なくされている。また、労働組合や借家人グループのロビー活動が盛んで、レント・コントロール・システムが維持されている。このレント・コントロールとは、第二次大戦後に住宅供給が逼迫した際に導入された制度で、賃貸人による家賃の急激な値上げを規制するもので、現在では全米でもニューヨーク市だけに残されている制度である。この制度については、価格規制が民間の住宅供給を阻み、かえって住民の追い出しを進めたという批判もある。市民グループは、マンハッタン西部に計画されていた高速道路ウェストウェイの建設を阻止することにも成功している。また、一九六四年にペンシルバニア駅が壊されてからは、歴史的

な建築物の保存運動が活発になり、ランドマークや歴史的地区の指定というかたちで保存が進められている。

一九七七年に土地利用審査手続き (ULURP) が制定されてから、コミュニティボードは、都市計画審議会の承認を必要とするすべての事業について、意見書を提出することが認められている。このコミュニティボードは、開発によるジェントリフィケーション (開発によって住宅家賃等が高くなり、従前の居住者が追い出される現象) や交通混雑を恐れる住民が、自由に意見を開示することができるフォーラムとして機能している。区長 (マンハッタン、ブロンクス、クイーンズ、ブルックリン、スタテンアイランドの五区の区長) や市議会議員、州議会議員等の地区選出の政治家は、選挙民の意見を代弁し、開発に反対することが多い。また、これらがうまくいかない場合には、ウェスト・ウェイのように訴訟によって開発が阻止されている。このように、ニューヨークの都市計画・都市開発では、さまざまな市民グループが、それぞれの利益をめぐって、市行政に対しあらゆる主張を展開している。市の側でも、広範な市民参加の途を開き、市民ニーズを直接吸い上げるよう努力しており、これによって初めて、多様な人種・民族からなる国際都市ニューヨークの都

市運営が可能となっているのである。この市民参加を保証し、その場を提供しているのが次に述べるコミュニティボードである。

四——コミュニティボード

①—概要

ニューヨーク市は、市域全域を五十九のコミュニティ地区（町内会のようなもの）に分け、それぞれのコミュニティに、コミュニティボードという住民の自治組織を設置している。これはニューヨーク市独自の制度であり、一九五一年に当時のマンハッタン区長ロバート・F・ワグナー（ニューヨーク大学ロバート・F・ワグナー行政大学院の創始者）がコミュニティ計画審議会を設立したことに始まる。一九七五年の市憲章（City Charter:アメリカでは政府の基本的な権限は州政府に属し、州が憲法に基づいて行政を行うという建前になっているが、州からは多くの権限が市及び他の自治体に委譲されており、市の権限は市憲章という形で保証されている。なお、州の権限のうち国防や州間貿易等一定のものに限り、連邦政府に委ねられている。）改正により、一九七七年からコミュニティボード制度が施行されている。一九八九年には市憲章が改正され、コミュニティボードの役割はよ

り重視されている。

各コミュニティは五十人の委員で構成され、任期は二年で、委員には定期的な会合に必要な経費以外の報酬はない。委員は区長に任命されるが、このうちの少なくとも半数以上は市議会議員の推薦による。各コミュニティに選挙区を持つ市議会議員も委員となる。

その権限は、都市計画審議会（City Planning Commission）が行う土地利用計画、市有財産の取得・処分、公共投資事業の用地選定に関する審査及び勧告に対するコミュニティ側の意見の開示、市予算案に対する各コミュニティにおける優先順位の主張、行政サービスの実態の監視等に及ぶ。

②—コミュニティボードの役割

コミュニティボードの役割は、市憲章に次のように規定されている。コミュニティボードは、

- ① その地区のニーズを考慮する。
- ② その地区及び住民の福祉に関する事柄について、すべての公務員、機関、地方行政機関の職員、立法機関、又は区長に協力、相談、支援、助言を与える。
- ③ その地区の住民に対して市の各部署が連絡を取ったり情報を伝達することを助ける。
- ④ その地区及び住民の福祉に関する事柄につ

いて、自らの判断で公聴会又は個別ヒアリングを行うことができる。この場合、公開の会議を開いて決定するものとする。

- ⑤ 他のコミュニティボードと共通の問題について協力する。
- ⑥ 年度終了後三カ月以内に、市長、市議会、区委員会に各年度の報告書等を提出する。
- ⑦ 職員を選任し採用して、法律や各コミュニティボードがその地区の委員長及びその他の専属職員に課している規則に基づき、コミュニティボードに対して市民が監視できるように保証する。法により規定されている市民に選出された公務員の請求に基づいて、会合の議事録や各種報告書等の、そのコミュニティの活動及び各種業務の記録を公開する。
- ⑧ コミュニティボードの会合に市の各部署の職員に参加を要請する。
- ⑨ その地区の成長、改善、開発に関する総合的、または個別の計画を作成する。
- ⑩ 市長に、その地区の概要、現在及び将来のニーズについての予測、及びこれらニーズを満たすためのプロジェクトやプログラムの提案を含む、コミュニティのニーズに関する年度報告書を提出する。
- ⑪ その地区の資本投資のニーズについて市の各機関に助言を求め、関係部署の評価を審査

し、そのニーズ及び評価について公聴会を開催し、市長に次年度及びその後三年間の資本予算の優先順位を提出する。

⑫ 経常予算により行われるその地区の各種プログラムについての市の各機関に助言を求め、関係部局の見積もりを評価し、そのニーズ及び見積もりについて公聴会を開催し、市長に次年度の経常予算の優先順位を提出する。

⑬ 投資予算によりその地区で行われる各投資プロジェクトの計画を支援し、その範囲及びデザインを確認する。

⑭ コミュニティボードに提出される現況報告書に基づいて、その地区における投資プロジェクトの進展を評価する。

⑮ その地区においてプロジェクトの提案または申請があった場合に、法で規定されている環境影響評価書 (Environmental Impact Statement) の草稿の作成に先立って、その形式と内容を決定する市の関係部局が主催するのすべての会合に代表を任命し、派遣する。

⑯ 公聴会の実施、都市計画審議会 (City Planning Commission) への意見書の作成及び提出等、公共及び民間が行うその地区内での土地利用、開発、宅地造成の申請、及び提案の最初の審査を行う。

⑰ 市の関係機関がその地区において業務の目標、優先順位、プログラム、及び業務計画を作成する際に、これを援助し、評価する。

⑱ その地区において市の機関により提供されるサービスの質と量を評価する。

図1にコミュニティボードと市の機関との

関係を示す。図の地区マネージャは各コミュニティボードにより任命され、コミュニティボードの事務を監督し、市民からの苦情を受け付けこれを処理するとともに、地区サービス会議 (District Service Cabinet) の議長を務め、コ

ミュニティボードに技術的な援助を与え、市とコミュニティボードとの連絡調整を行う。地区サービス会議は、その地区における行政サービスの提供を計画し調整する、市の関係部局の職員より構成される。この関係部局は、都市計画局、環境保全局、消防局、保健局、人的資源局、住宅保全開発局、公園・レクリエーション局、警察局、清掃局、交通局、青少年対策局である。

③ 予算編成プロセスにおけるコミュニティボードの参加

ニューヨーク市の予算編成の基本的な手順は、まず、市長が議会、区長、区委員会、コミュニ

ティボードに仮予算案 (Preliminary Budget) を提出し、それを受けて区長、区委員会、コミュニティボードがその仮予算案に対する意見を提出するとともに、議会が市長に対し仮予算案についての勧告を行う。つぎに、市長がその勧告に基づき執行部予算案 (Proposed Executive Budget) を作成し、議会に提出する。最後に議会が執行部予算案について審議を行い採決する。コミュニティボードが市予算決定に参加するプロセスは、次の六段階に分かれる。

①市の関係機関と協議する。

晩春に、各コミュニティの地区マネージャとコミュニティボードの委員会の委員は、市の関係機関の地区担当者、その地区の行政ニーズ、現況の行政サービス水準、及びこれを満たすために必要となるさまざまな資源について協議する。

九月には、各区のコミュニティボードは、市の関係部の局長と、長期行政ニーズ、重要要求項目、運営上の問題、各局の政策的選択及び財政的制約について協議する。これによりコミュニティボードは、その行政ニーズと予算の提案を市当局に対して行えるばかりでなく、同時に関係局長は、財政的な制約をコミュニティボードに直接説明することができ

コミュニティボードの打ち合わせ風景



②コミュニティボードにより公聴会が開催される。

九月から十月にかけて住民は地区の行政ニーズをコミュニティボードに伝える機会を持ち、これに基づいてボードはその地区における行政サービスの優先順位を市の関係機関に対し提出する。

市はこの優先順位に基づいて仮予算案を作成し、翌年の一月から二月にコミュニティボードで公聴会が開かれる。

③コミュニティボードによる予算提案
十月末にコミュニティボードは市の関係機

関と予算局(Office of Management and Budget)に予算提案を行う。これは、市のインフラや公共施設整備及び土地取得のための資本予算、各種プログラムの実施や職員の配置に必要なとなる経常予算、及び地区に対して二十三の機関により行われる八十のプログラムの優先順位からなる。

④コミュニティボードの予算提案に対する各関係機関の評価
市の関係機関はボードから提出された予算提案を評価し、一月十六日に発表される仮予算案及び局見積もりにまとめる。各局のコミュニティボードへの対応は、予算局が発行する「コミュニティボード仮予算提案報告書(Register of Community Board Budget Requests for the Preliminary Budget)」に記載せられる。そして、ボードは一カ月後に作成される仮予算のなかで示される各局の決定に対応する機会を得る。

⑤予算局によるコミュニティボードの予算提案の評価
四月二十六日に発表される執行部予算案にむけて、ボードの提案は予算局によっても評価される。予算局の評価結果は「コミュニティボード執行部予算提案報告書(Register of Community Board Budget Requests for

the Executive Budget)」に記載せられる。

⑥公聴会
二月には、地区全体のコミュニティボードの優先順位及び区長執行部予算提案がなされる前に、区委員会により公聴会が開催される。

三月から五月には、市議会により仮予算、及び執行部予算についての公聴会が開催される。

これらのプロセスを経て最終的には、コミュニティボードの提案に対する当局の措置は、議会が予算を確定した後に発表される「コミュニティボード最終予算提案報告書(Register of Community Board Budget Requests for the Adopted Budget)」に記載せられ、公表されることとなる。
表12にコミュニティボードの予算編成に係わる時系列を示す。

④—土地利用におけるコミュニティボードの役割
市の土地利用意志決定プロセスはULURP(Uniform Land Use Review Procedure)と呼ばれ、コミュニティボードは、都市計画図の変更、ゾーニングの改定、及び特別許可(Special Permits)、公共事業用地選定、及び特許(Franchises)授与に関して最初に審査す

表-2 コミュニティボードの予算編成に係わる時系列

● 6月～7月	・地区における相談
● 6月15日までに	・地区のニーズ報告書提出
● 9月～10月	・区における相談 ・公聴会
● 11月1日までに	・予算要求を予算局に提出
● 1月16日までに	・仮予算案発表 ・コミュニティボード予算要求報告書発表
● 2月15日までに	・仮予算案についてのコミュニティボード公聴会
● 2月25日までに	・区委員会公聴会
● 3月10日までに	・区長の仮予算案に対する修正提案
● 3月25日までに	・仮予算案についての市議会公聴会
● 4月26日までに	・市長の執行部予算案発表 ・コミュニティボード予算案要求報告書発表
● 5月6日までに	・区長の執行部予算案に対する修正提案
● 6月5日までに	・市議会予算承認
● 7月1日	・新年度開始
● 7月	・区長が市民に行政サービスを提供

ることができる。

以下では、長期計画の策定、公共施設の公平分担計画、土地利用審査手続きにおけるコミュニティボードの参加について述べる。

①長期計画

市憲章百九十七aによりコミュニティボード及び他の公共機関は、地区の開発、成長及び改

善に関する長期計画を策定することが認められている。この場合、コミュニティボードは都市計画審議会(City Planning Commission)に計画を提出する前に、公聴会を開催しなければならない。都市計画審議会は、計画が基準を満たしているか、都市計画の政策に沿っているか、についてこれを審査する。

必要な環境影響評価手続き(Environmental

Review)が終了した後に、都市計画局は影響を受ける他のコミュニティボード、区長、及び区委員会に計画を送付し意見を聴取する。つきに、都市計画審議会は公聴会を開き、計画を承認するか、修正を求めるか、承認しないかを決定する。承認された計画は議会に照会され、市長の拒否または議会の優先の基に決定される。

議会は市長の要求があった場合には、都市計画審議会が承認しなかった計画を再審査する。議会が市長の拒否もしくは都市計画審議会の不承認に対して優先権を行使するのは、三分の二以上の賛成があった場合のみである。

コミュニティボードはまた、市長、都市計画審議会、都市計画局、区長、または区委員会により提案された百九十七a計画を審査する。

②公平分担計画(Fair Share Plan)

毎年十一月十五日までに、市長は今後二年間の公共施設整備計画を公表しなければならない。これは新規公共施設の整備、既存の公共施設の閉鎖、拡張、縮小計画であり、それらの概略の位置と市有地の利用現況を示す図面が添付される。この公平分担計画は、公共施設の整備に伴う負担と便益を、各コミュニティの間で公平に分担しようという基準に基づいている。例えば市がゴミ処理施設を建設しようとする場合に、

住民は、総論では賛成していても、自分の住んでいる地区に建設されることに對しては反対することが多く、このような障害を調整するために公平分担計画が作成されている。

各コミュニティボードは九十日の間にニーズについての報告をまとめ、それについて公聴会を開催し、都市計画局にコメントを提出する。

これと同時に区長もまた、ニーズについての報告を審査し、配置の標準に基づいて新たな公共施設の配置を提案することができる。

③土地利用審査手続き(ULURP)

州や連邦政府のプロジェクト等の特定のものを除いて、ほとんどの土地利用に関する計画は、ULURPの適用を受ける。図-2にこの手続きフローを示す。

都市計画局はULURPの申請を受けると、五日以内にその土地のあるコミュニティボードと区の区長に申請を送付する。そして、その申請内容が環境に影響をおよぼすかどうかという審査等が行われ、もし重大な影響が予想される場合には、申請者は環境影響評価書(Environmental Impact Statement)を準備しなければならない。都市計画局は申請が適当で、環境影響評価書の草稿が提出済みの場合には、申請を認定する。申請が六週間以内に認定されない場合には、申請者(特別の場合には区長)は、

図-2 ULURP

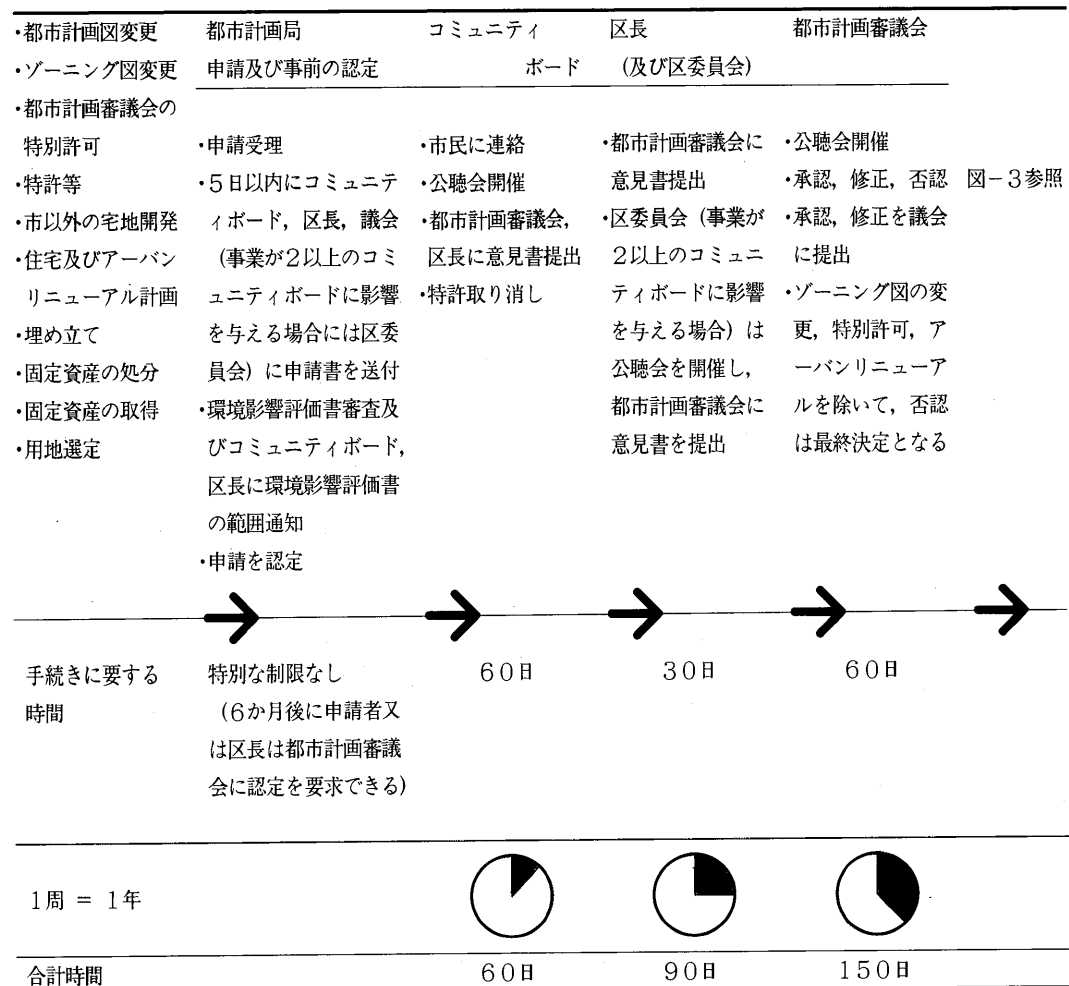
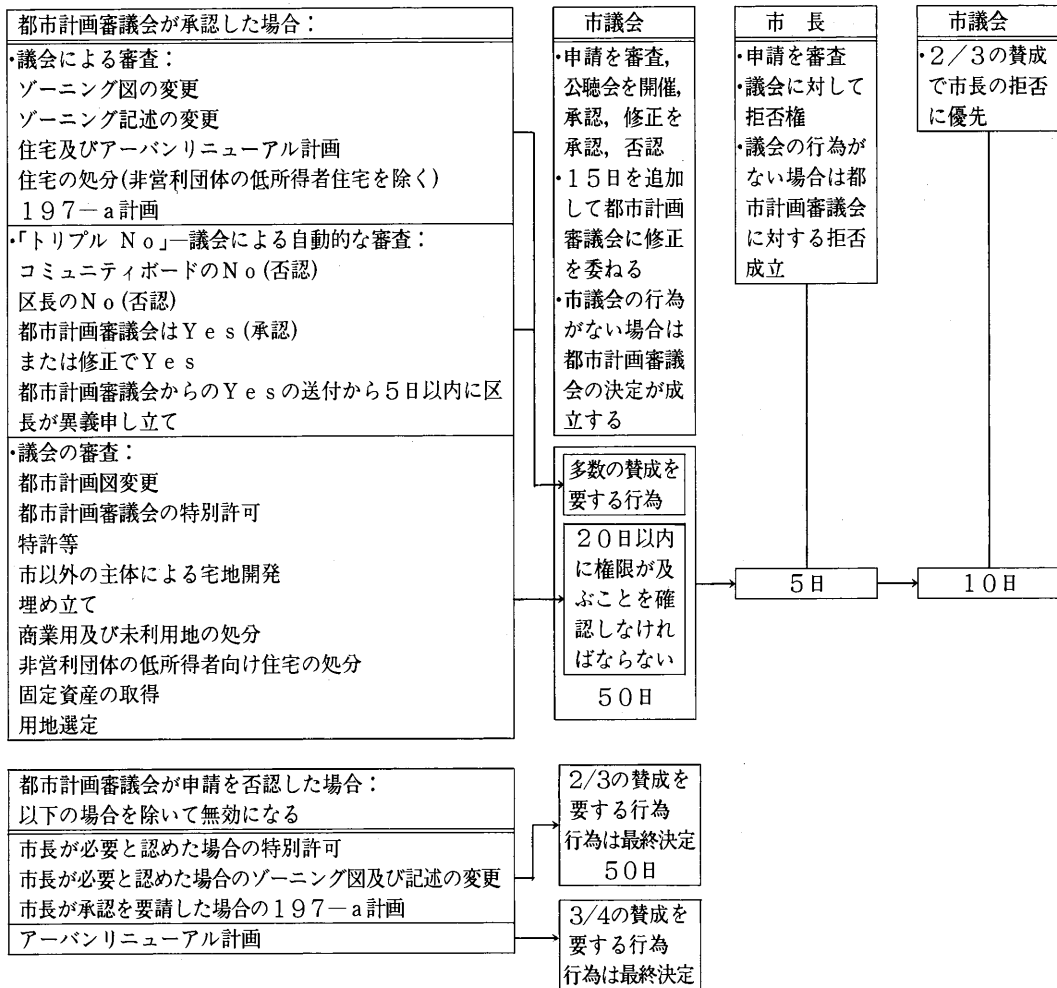


図-3 市議会と市長の土地利用審査手続き



都市計画審議会に認定を求めることができる。

認定に続いてコミュニティボードには申請書が送付され、各コミュニティボードは六十日以内に以下の行為を行わなければならない。

(i) 住民に提案を周知させる。

(ii) 公聴会を開催する。

(iii) 都市計画審議会と区長に意見書を提出する。

区長は、コミュニティボードが意見書を提出した日もしくは六十日間の審査期間終了から三十日の間に、ULURPの申請を審査し、意見書を提出することができる。提案されている事業が行われる土地が二つ以上の地区にまたがる場合には、区委員会は三十日以内に公聴会を開催し意見書を提出できる。

つぎに、都市計画審議会は提案を審査し、手続きが適正に行われたかどうかを審査する。そして、区長の審査期間の終了から六十日以内に公聴会を開き、提案を承認または修正する意見を市議会に送付する。都市計画審議会が提案を否認した場合には、つぎの場合を除いて最終決定となる。

(i) 否認されたゾーニングの変更を市長が必要と認めた場合は、市議会の三分の二以上の多数で承認される。

(ii) 州法の改正により、都市再開発計画 (C)

Urban Renewal Plan) は都市計画審議会が否認された場合でも、議会で審査されなければならない。三つの否認 (triple no) のプロセスを通して、コミュニティボードと区長は市議会の審査を請求することができる。これは、コミュニティボードと区長が提案を否認し (一番目と二番目の否認)、都市計画審議会が承認した場合に、区長は、都市計画審議会の承認から五日以内に、反対意見を議会と都市計画審議会に提出することができる (三番目の否認) 制度である。これを受けて、議会は提案を審査しなければならない。

この場合に、議会は五十日以内に申請を審査しなければならない。議会が申請の修正を必要と認める場合は、まず、十五日の審査期間を認めた上で都市計画審議会にその旨を添えて差し戻さなければならない。

土地利用に関する議会の決定には、市長の拒否権が発動される。この場合には、議会の三分の二以上の多数により、議会の議決が優先される。

五——まとめ

ニューヨークの都市計画・都市開発では、さまざまな市民グループがそれぞれの利益をめぐって、市行政に対しあらゆる主張を展開している。

市の側でも広範な市民参加の途を開き、市民ニーズを直接吸い上げるとともに、これによって初めて多様な人種・民族からなる国際都市ニューヨークの都市行政が可能となっている。この市民参加を保証し、その場を提供しているのがコミュニティボードである。

コミュニティボードは、市憲章 (City Charter) で、都市計画審議会 (City Planning Commission) が行う土地利用計画、市有財産の取得・処分、公共投資事業の用地選定に関する審査及び勧告に対するコミュニティ側の意見の開示、市予算案に対する各コミュニティにおける優先順位の主張、市行政サービスの監視等の広範な権限を保証されている。

市の土地利用審査手続きはULURPと呼ばれ、コミュニティボードは、都市計画図の変更、ゾーニングの改定及び特別許可公共事業用地選定、及び特許授与に関して最初に審査することができる。

ニューヨーク市の都市問題は、我が国に比べて、その質と深刻さの度合いが大きく異なる。例えば私が住んでいたコミュニティ地区No.二では、一九九二年の市に要望するサービスの優先位の一番目は、「警察官や公園局職員を増やして地区に二十四時間の巡回態勢をとり、安全性を向上する」ことである。ちなみにこの地区

は「ソーホー」と呼ばれ、マンハッタンでは比較的治安は良い方である。

また、多様な人種構成と複雑な利害対立は、「訴訟社会」をもたらしており、市民の広範な参加なくして有効な政策立案及びその実行はあり得ない状況となっている。かつて、チャイナタウンで、民間デベロッパーによりコンドミニアムの建設が計画されたことがある。市当局は、この計画を、周辺のコミュニティになじむよう、敷地内にポケットパーク等をとるよう修正させ、必要なULURPや環境影響評価(EIS)等の手続きを経た後に認可した。犯罪が多発し、経済も沈滞していたチャイナタウンの一角を、安全で活気あるコミュニティにしようとのもくろみもあった。しかし、コンドミニアムの完成に伴い、周辺家賃の上昇を招き、その結果その地区に住み続けられなくなることを恐れた住民は、市を相手取って訴訟を起こした。最終的に、最高裁判所は、環境影響評価で周辺家賃の上昇等の二次的経済効果を予測・評価しなかったとして、市の行為を違憲だとした。このように利害対立が激しく多様なニューヨークで、いかに市民参加を保証していくかは最重要課題であり、コミュニティボードは、その基礎的な媒体となっている。

我が国では、都市行政及び運営は、その社会

の均質性ゆえに、きわめて安定して行われてきたが、今後は国際化の進展とともに移民も増大し、新たな都市問題が発生してくるものと思われる。一方で、市民の高学歴化、高所得化や労働時間の短縮に伴い、参加意欲の高揚も予想される。市民参加を保障する制度の一層の研究が期待されることである。本報告がこのための参考の一助となることができれば幸甚である。

〈参考文献〉

- (1) City of New York, Community District Needs, City of New York, 1984
- (2) City of New York, Plans, Programs and

Policies 1980-1985, City of New York, 1985

New York City, Rutgers University Press, 1989

- (3) City of New York, Handbook for Community Board Members, City of New York, 1990
- (4) City of New York, Community District Needs, City of New York, 1991
- (5) City of New York, Uniform Land Use Review Procedure, City of New York, 1990
- (6) 中野 謙一『Economic Development in New York, 1991
- (7) David a. John, Metropolitan Planning in the Regon, New York Affairs, 1985
- (8) Susan Fainstein and Norman Fainstein,

Susan Fainstein and Norman Fainstein, Economic Restructuring and the Politics of Land Use Planning in New York City, Journal of the American Planning Association, 1987

John Mollenkopf, City Planning, New York University Press, 1990

(財)自治体国際化協会、ニューヨーク市財政制度と財政危機(財)自治体国際化協会、1991

〈都立七面園地開発推進協議会報告書〉